野村アセットマネジメント　NOMURA

NEXT FUNDS

NEXT FUNDS専用サイト
https://nextfunds.jp/

投資信託説明書
（交付目論見書）

使用開始日
2026年10月1日

証券コード：1328

NEXT FUNDS
金価格連動型上場投信

愛称：NF・金価格ETF

追加型投信／海外／その他資産（商品）／ＥＴＦ／インデックス型

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

- **ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。**なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

委託会社　ファンドの運用の指図を行なう者

野村アセットマネジメント株式会社

■金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第373号

受託会社　ファンドの財産の保管および管理を行なう者

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

<照会先>野村アセットマネジメント株式会社

●サポートダイヤル
0120-753104〈受付時間〉営業日の午前9時～午後5時
●ホームページ
https://www.nomura-am.co.jp/

商品分類					属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	独立区分	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ	対象インデックス
追加型	海外	その他資産（商品）	ＥＴＦ	インデックス型	資産複合（注）	年1回	グローバル（日本を含む）	なし	その他（1g（1グラム）当りの金価格）

（注）（その他資産（商品指数先物取引）、債券 その他債券（高格付債）資産配分変更型）
＊属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（https://www.imaj.or.jp/）でご覧頂けます。

＜委託会社の情報＞
■設立年月日：1959年12月1日
■資本金：171億円（2026年8月末現在）
■運用する投資信託財産の合計純資産総額：87兆6835億円（2026年7月31日現在）

この目論見書により行なうNEXT FUNDS 金価格連動型上場投信の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年9月30日に関東財務局長に提出しており、2026年10月1日にその効力が生じております。

●投資信託約款の内容の重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
●投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
●請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

日本円換算した1ｇ（１グラム）当りの金価格（対象指標）※に連動する投資成果（基準価額の変動率が対象指標の変動率に一致することをいいます。）を目指します。

※対象指標は、下記①のロンドンにおけるロンドン渡し金価格に下記②の質量の定義に基づいて1ｇ（1グラム）当りの価格に換算して算出します。

①「ロンドンにおけるロンドン渡し金価格」とは、ICEベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッド（ICE Benchmark Administration Limited）が、LBMA金価格午後（LBMA Gold Price PM）として公表する、1トロイオンス当りの米ドル建ての金価格をいいます。

②「質量の定義」は、計量単位令（平成4年11月18日政令第357号）に定める定義によるものとします（1トロイオンス＝31.1035グラム）。

ファンドの特色

主要投資対象

内外の短期有価証券および対象指標※に連動する投資成果を目的として発行された有価証券（指標連動有価証券）を主要投資対象とし、商品投資等取引のうち、金を対象とした先物取引（金先物取引）や外国為替予約取引等を主要取引対象とします。

※米ドルベースである対象指標の日本円換算は、原則として、対象指標の算出対象日の翌営業日の対顧客電信売買相場の仲値を用いて委託会社が算出します。

投資方針

①ファンドは、次のいずれかの運用方法、もしくは次の2つを組み合わせた運用方法により、日本円換算した対象指標に連動する投資成果を目指します。選択する運用方法、運用方法の組み合わせは、効率性等を勘案の上、決定します。

ア．内外の短期有価証券に投資するとともに、金先物取引や外国為替予約取引等を利用する方法

イ．指標連動有価証券に投資を行なう方法

②次の場合には、信託財産の構成を調整するための指図を行なうことがあります。

ア．対象指標の計算方法が変更された場合もしくは当該変更が公表された場合

イ．信託財産に属する有価証券の発行体の信用度が低下し、基準価額と日本円換算した対象指標の連動性が失われるおそれがある場合

ウ．選択する運用方法、運用方法の組み合わせを変更する場合

エ．その他基準価額と日本円換算した対象指標の連動性を維持するために必要な場合

③投資を行なう公社債は、原則としてA格相当以上の格付けを有する信用度の高いものとします。（格付けのない場合には、委託会社が同等の信用度を有すると判断したものを含みます。）なお、内外の短期有価証券については、格付けに関わらず投資を行なえるものとします。

④外貨のエクスポージャーは、原則として信託財産の純資産総額と同程度となるように調整を行ないます。

⑤外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。なお、外貨エクスポージャーの調整を目的として、外国為替予約取引等を適宜活用する場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ファンドの目的・特色

■LBMA金価格午後（LBMA Gold Price PM）について■

NEXT FUNDS 金価格連動型上場投信は、その全部もしくは一部について、プレシャス・メタル・プライス・リミテッド（Precious Metals Prices Limited）が権利を保有し、LBMA金価格（LBMA Gold Price）の管理者、運営者及び公表代理者として許諾を受けたICEベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッド（ICE Benchmark Administration Limited）によって提供され、また、ICEベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッドから再実施権の許諾を受けて野村アセットマネジメント株式会社が利用するLBMA金価格午後（LBMA Gold Price PM）に基づいています。
ICEベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッド（ICE Benchmark Administration Limited）は、LBMA金価格及び／又はLBMA金価格が示す数値の使用により生じた結果について、いついかなる時においても、明示的にも暗示的にも、何ら保証するものではありません。ICEベンチマーク・アドミニストレーション・リミテッドは、NEXT FUNDS 金価格連動型上場投信での利用のための商品性や特定目的への適合性について、明示的にも暗示的にも、何ら保証するものではありません。

主な投資制限

株式への投資割合	株式への投資は行ないません。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
デリバティブの利用	デリバティブ取引および商品投資等取引の利用はヘッジ目的に限定しません。なお、当該取引は対象指標に連動するために他の投資対象および取引対象に投資した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で行ないます。また指標連動有価証券を通じた実質的な取引においても同様とします。

分配の方針

毎年7月8日に分配を行ないます。
分配金額は、信託財産から生ずる配当等収益（注）から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配金がゼロとなる場合もあります。なお、売買益が生じても、分配は行ないません。

（注）「配当等収益」には、受取利息およびその他の収益金を含みます。



＊将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの**運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。**したがって、ファンドにおいて、**投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。**

金価格の変動リスク	ファンドは、指標連動有価証券への投資、金先物取引を行ないますので、金価格の変動の影響を大きく受けます。特に金先物市場は、流動性の低下、投機家の参入、政府の規制・介入等によって、金先物取引の取引価格が著しく不安定となり、ファンドの基準価額が大きく変動する場合があります。
債券価格変動リスク	債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。
為替変動リスク	ファンドは、組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。

＊基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《対象指標と基準価額の主な乖離要因》

ファンドは、基準価額が日本円換算した対象指標と高位に連動することを目指しますが、主として次のような要因があるため、日本円換算した対象指標と一致した推移をすることを運用上お約束できるものではありません。

①指標連動有価証券の保有額と金先物取引の買建ての額の合計額が必ずしも純資産総額と同額とならないこと、また為替エクスポージャーが必ずしも100%とならないこと
②追加設定・解約等に対応するために行なった指標連動有価証券の売買、および金先物取引や外国為替取引の約定値段と当該日の評価値段とのずれ
③対象指標の値動きと指標連動有価証券や金先物取引の評価値段の値動きが必ずしも一致しないこと（指標連動有価証券の発行体の信用度が低下した場合等も含まれます）
④追加設定・解約時または指標連動有価証券が満期近くとなった場合の銘柄入れ替え時や金先物取引の限月の変更時等における売買コストの負担があること
⑤公社債等の短期有価証券への投資による利子等収入があること
⑥信託報酬等のコスト負担があること

＊対象指標と基準価額の乖離要因は上記に限定されるものではありません。

投資リスク

その他の留意点

◆**ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。**

- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ファンドの基準価額と日本円換算した対象指標は、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が日本円換算した対象指標との連動または上回ることを保証するものではありません。
- ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。
- 受益者は、自己に帰属する受益権をもって当該受益権の信託財産に対する持分に相当する有価証券との交換をすることはできません。

リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考査および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

- パフォーマンスの考査

 投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。
- 運用リスクの管理

 投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

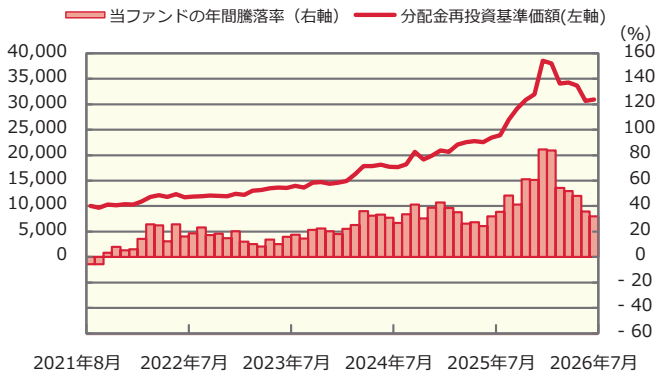
 ※流動性リスク管理について

 流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

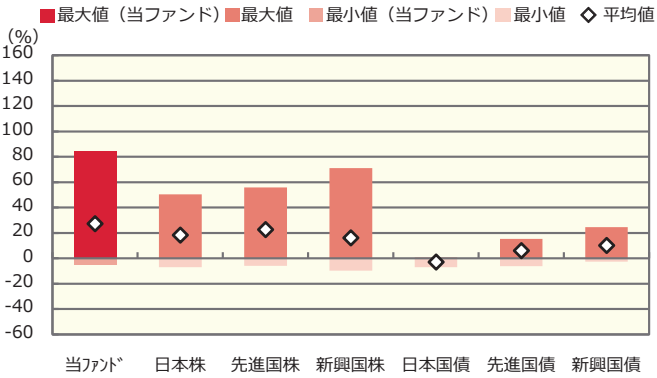
投資リスク

リスクの定量的比較（2021年8月末～2026年7月末：月次）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ﾌｧﾝﾄﾞ	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値（%）	**84.4**	50.5	55.7	71.2	0.6	15.4	24.5
最小値（%）	**△ 5.5**	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 6.9	△ 6.1	△ 2.7
平均値（%）	**27.4**	18.3	22.7	16.2	△ 3.0	6.0	10.2

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2021年8月末を10,000として指数化しております。
＊年間騰落率は、2021年8月から2026年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。
＊全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
＊2021年8月から2026年7月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
＊決算日に対応した数値とは異なります。
＊当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。
※ファンドは2026年7月9日に基準価額の表示単位を1口あたりから100口あたりへ変更しており、リスクの定量的比較は表示単位の変更を考慮して調整をしております。

<代表的な資産クラスの指数>
○日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
○先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
○新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
○日本国債：NOMURA-BPI国債
○先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
○新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

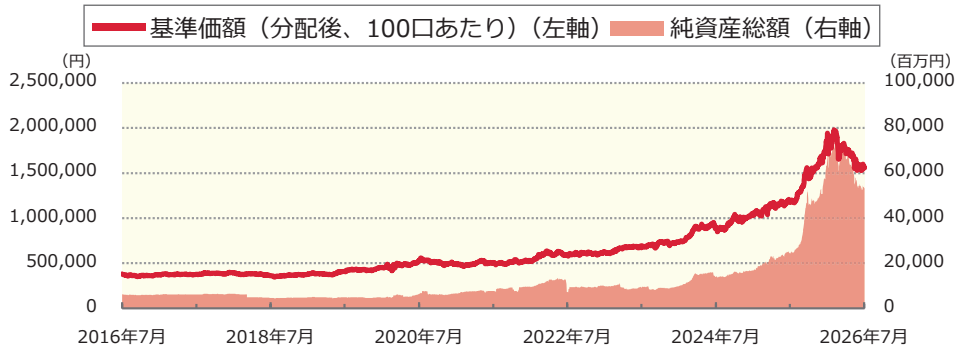
■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

○東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」といいます。）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社ＪＰＸ総研又は株式会社ＪＰＸ総研の関連会社（以下「ＪＰＸ」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はＪＰＸが有します。ＪＰＸは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、ＪＰＸにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもＪＰＸは責任を負いません。
○MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
○NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
○FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
○JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
米国のJ.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
JPMSLLCはNASD, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

運用実績（2026年7月31日現在）

基準価額・純資産の推移（日次）



分配の推移

（100口あたり、課税前）

2026年7月	0 円
2025年7月	0 円
2024年7月	0 円
2023年7月	0 円
2022年7月	0 円
設定来累計	0 円

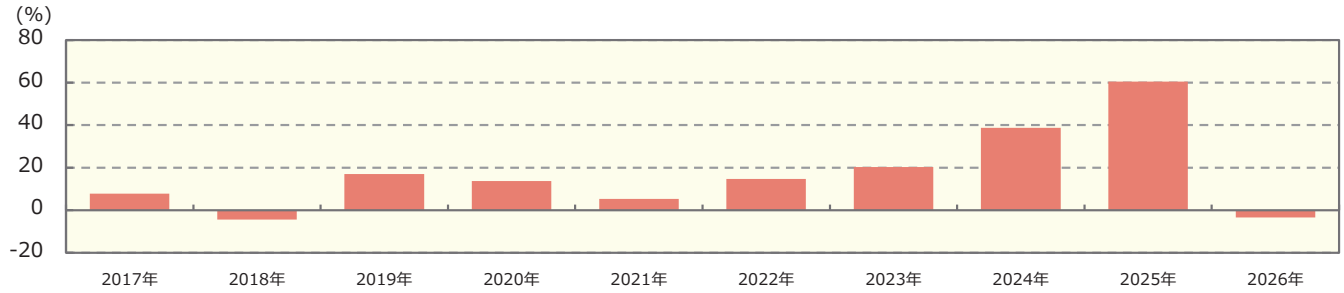
・ファンドは2026年7月9日に基準価額の表示単位を1口あたりから100口あたりへ変更しており、基準価額の推移は表示単位の変更を考慮して調整をしております。

主要な資産の状況

投資比率

資産の種類／名称	種類	投資比率（%）
国債証券	—	37.6
（内）金先物(2026年12月限)	商品先物取引	(買建) 99.9

年間収益率の推移（暦年ベース）



・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
・2026年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。
・ファンドは2026年7月9日に基準価額の表示単位を1口あたりから100口あたりへ変更しており、年間収益率の推移は表示単位の変更を考慮して調整をしております。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	1万口以上1万口単位 なお、2026年11月2日付で、50万口以上50万口単位とする約款変更を予定しております。
購入価額	購入申込日の翌営業日（購入申込受付日）の基準価額に100.05%の率を乗じた価額 （ファンドの基準価額は100口あたりで表示しております。）
購入代金	原則、販売会社の指定する日までに、お申込みの販売会社にお支払いください。
当初元本	１口あたり2548円 なお、2026年11月2日付で、2026年10月30日時点の受益権を1対50の割合で再分割し、1口あたり50.96円とする約款変更を予定しております。

換金単位	1万口以上1万口単位 なお、2026年11月2日付で、50万口以上50万口単位とする約款変更を予定しております。
換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額
換金代金	原則、換金申込日から起算して8営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。

申込締切時間	原則、午後4時までに、申込みが行なわれたものを翌営業日の受付分とします。 （販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）
購入の申込期間	2026年10月1日から2027年9月29日まで ＊申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	大口換金には制限を設ける場合があります。

手続・手数料等

申　込　不　可　日	次の期日または期間における、購入、換金の各お申込みについては、原則として受付を停止します。ただし、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される場合は、購入、換金の各お申込みの受付を行なうことができます。 ＜購入＞ ・購入申込日当日または翌営業日が、別に定める海外の休日※と同日付となる場合の当該申込日 ・購入申込日当日が､「日本の営業日でない日かつ、別に定める海外の休日※でない日」の前営業日となる場合の当該申込日 ・信託財産が組み入れた指標連動有価証券の償還や、信託財産が組み入れる指標連動有価証券の発行等による、信託財産における入替え等に要する期間として委託会社が別に定めるもの ・購入申込日当日が、ファンドの決算日の4営業日前から起算して3営業日以内（ただし、ファンドの決算日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、ファンドの決算日の5営業日前から起算して4営業日以内） ・上記のほか、委託会社が、投資方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき ＜換金＞ ・換金申込日当日から起算して8営業日目までの期間（日本の営業日でない日を除きます。）に、別に定める海外の休日※と同日付となる日がある場合の当該申込日 ・換金申込日当日から起算して8営業日目までの期間（日本の営業日でない日を除きます。）に、信託財産が組み入れた指標連動有価証券の決済機関の非営業日と同日付となる日がある場合の当該申込日 ・信託財産が組み入れた指標連動有価証券の償還や、信託財産が組み入れる指標連動有価証券の発行等による、信託財産における入替え等に要する期間として委託会社が別に定めるもの ・換金申込日当日が、ファンドの決算日の5営業日前から起算して4営業日以内（ただし、ファンドの決算日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、ファンドの決算日の6営業日前から起算して5営業日以内） ・上記のほか、委託会社が、投資方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき ※次の条件のいずれかに該当する日をいいます。 ・ロンドンの金市場の休日（半休日を含みます。） ・ニューヨーク商品取引所の休場日 ・ニューヨークの銀行またはロンドンの銀行の休業日
購入・換金申込受付の中止及び取消し	下記①②のような事情が発生した場合や、金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金の各お申込みの受付を停止すること、およびすでに受付けた購入、換金の各お申込みの受付を取消すことができます。 ①ファンドが行なう金先物取引のうち主として取引を行なうものについて、当該先物取引に係る商品市場（外国商品市場を含みます。）の当日の立会の全部または一部が行なわれないときもしくは停止されたとき。 ②ファンドが行なう金先物取引のうち主として取引を行なうものについて、当該先物取引に係る商品市場の当日の立会終了時における当該先物取引の呼値が当該商品市場における呼値の値幅の限度の値段とされる等やむを得ない事情が発生したことから、ファンドの当該先物取引にかかる呼値の取引数量の全部もしくは一部についてその取引が成立しないとき。 また、購入申込日において、当日申込み分の購入申込口数と換金申込口数の差が、申込みを受付ける前の残存口数（前営業日までの申込み分で、信託財産に未計上の口数を含みます。）を超えることとなる場合、購入申込みの受付を停止することおよびすでに受付けた購入申込みの受付を取り消すことができます。

手続・手数料等

信託期間	無期限 （2007年8月2日設定）
上場市場	東京証券取引所
繰上償還	受益権口数が80万口を下回ることとなった場合、受益者のため有利であると認める場合、またはやむを得ない事情が発生したときには償還となる場合があります。また、上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合または対象指標が廃止されたとき、対象指標の公示性もしくは市場性が失われたときもしくは対象指標に継続性を失わせるような改定が行なわれたとき等で、対象指標に代わる新たな対象となる指標を定めることができない場合は、償還となります。上場した全ての金融商品取引所において上場が廃止された場合には、その廃止された日に償還のための手続きを開始します。なお、2026年11月2日付で、80万口を4000万口とする約款変更を予定しております。
決算日	毎年7月8日
収益分配	年1回の決算時に分配を行ないます。
信託金の限度額	3000億円
公告	原則、https://www.nomura-am.co.jp/に電子公告を掲載します。
運用報告書	運用報告書は作成いたしません。

手続・手数料等

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

<table>
<tr><td colspan="3">投資者が直接的に負担する費用</td></tr>
<tr><td></td><td>購入時手数料</td><td>販売会社が独自に定める額
（詳しくは販売会社にお問い合わせください。）
購入時手数料は、ファンドの購入に関する事務手続き等の対価として、購入時に頂戴するものです。</td></tr>
<tr><td></td><td>その他の費用</td><td>購入価額は、基準価額に100.05%の率を乗じた価額となります。したがって、購入時には、基準価額に0.05%の率を乗じて得た額を１口あたりに換算して、購入する口数に応じてご負担いただきます。</td></tr>
<tr><td></td><td>信託財産留保額</td><td>換金時に、基準価額に0.05%の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。</td></tr>
<tr><td></td><td>換金時手数料</td><td>販売会社が独自に定める額
（詳しくは販売会社にお問い合わせください。）
換金時手数料は、ファンドの換金に関する事務手続き等の対価として、換金時に頂戴するものです。</td></tr>
<tr><td colspan="3">投資者が信託財産で間接的に負担する費用</td></tr>
<tr><td></td><td>運用管理費用
（信託報酬）</td><td>信託報酬の総額は、①により計算した額に②により計算した額を加えた額とします。

①日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額。
信託報酬率の配分は下記の通りとします。
<table>
<tr><td colspan="2">信託報酬率</td><td>年0.176%（税抜年0.16%）以内
（2026年9月30日現在
年0.176%（税抜年0.16%））</td></tr>
<tr><td rowspan="2">支払先の配分（税抜）および役務の内容</td><td>委託会社</td><td>ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等</td><td>年0.13%</td></tr>
<tr><td>受託会社</td><td>ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等</td><td>年0.03%</td></tr>
</table>
＊上記配分は、2026年9月30日現在の信託報酬率における配分です。

②公社債の貸付を行なった場合は、日々、その品貸料の55%（税抜50%）以内の額。
その配分については委託会社50%、受託会社50%とします。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。</td></tr>
</table>

手続・手数料等

	その他の費用・手数料	◆対象指標に係る商標使用料（2026年9月30日現在） 四半期毎に、最大47000米ドルとします。 ◆ファンドの上場に係る費用（2026年9月30日現在） ・追加上場料：追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額）に対して、0.00825%（税抜0.0075%）。 ・年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%（税抜0.0075%）。 上記の費用および消費税等に相当する金額は、投資者の負担とし、ファンドから支払うことができます。なお、ファンドから支払わない金額については、委託会社の負担となります。 また、その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・外貨建資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用 ・ファンドに関する租税　　等

税金

●税金は表に記載の時期に適用されます。

●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 収益分配金に対して20.315%
売却時、換金（解約）時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 売却時、換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

＊上記は2026年7月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

＊少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合
少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入したETFなどから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。
なお、分配金の受取方法によっては非課税とならない場合があります。
詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

＊外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

＊法人の場合は上記とは異なります。

＊税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。